

電動自転車レンタサイクル 利用規約

平成28年3月26日施行
(令和5年9月1日改定)

この電動自転車レンタサイクル（以下「自転車」という。）は、一般財団法人武雄市観光協会（以下「観光協会」という。）が管理運営しております。この利用規約は、お客様（以下「利用者」という。）が自転車を利用するにあたり、遵守していただく事項について規定しております。この自転車をご利用する場合には、この利用規約を遵守していただくことになります。

1. 利用申込み

- ・利用申込みは、観光協会（貸出施設）のレンタサイクル受付にて行ってください。貸出手続きの際に「レンタサイクル利用申込書」に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、パスポート、学生証など）と一緒に提示してください。
- ・利用申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。
- ・未成年の場合、保護者または成人者が同伴できる方。なおこの場合、利用申込に際し、保護者または成人者の自筆署名と身分証明書の提示が必要となります。利用規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- ・過去の利用時に利用規約に違反されていた場合、又は観光協会が適切でないと判断した場合は断りする場合があります。

2. 個人情報の利用

- ・本サービスの利用に関して観光協会が知り得た個人情報については、「武雄市個人情報保護条例」に基づき、取り扱います。

3. 利用料金

- ・利用料金は、1日1,000円です。
※傷・破損等が生じた場合、修理費用をご負担いただきます。（7.自転車の故障・損傷参照）

4. 利用時間

- ・利用時間は、午前9時から午後6時までです。
- ・利用者からの連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎた場合、また当方で悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。その際、超過料金及び違約金5,000円を武雄市観光協会にお支払いいただく場合があります。

5. 利用条件

- ・貸出・返却とも営業時間内（午前9時から午後5時まで）に行ってください。
- ・自転車の利用については、道路交通法等関連法令を遵守することはもちろん、交通マナーには十分に留意してください。
- ・お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。

6. 返却

- ・貸出を受けた場所に必ず返却してください。
- ・返却の際カゴ等に残っていた貸出品以外のものについては、武雄市観光協会は責任を負いません。

7. 自転車の故障・損傷

- ・利用者は、利用前に自転車及び鍵等の付属品に故障等不具合がないか、必ず確認して下さい。利用前に自転車の異常又は故障を発見した場合は、直ちに貸出施設までご連絡ください。
- ・利用中に自転車が故障した場合は、直ちに自転車利用を中止し、貸出施設までご連絡のうえ、自転車を貸出施設へ返却してください。
- ・利用者に起因する自転車の故障（通常の利用における小さなキズは除く）の場合は、修理代金は利用者にてご負担いただきます。
- ・利用者に起因し自転車で修理不能な損傷を与えた場合は、該当する自転車代金を利用者にてご負担いただきます。
- ・利用者に起因する自転車の故障または修理不能な損傷を与えた場合で、遠方にて発生し回収に費用がかかる場合には、別途回収費用も利用者にてご負担いただきます。
- ・いかなる事情があろうとも、協会の事前の了解なく利用者が自身の判断で自転車を修理された場合は、観光協会は修理代金を負担できません。
- ・自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、観光協会に起因する場合を除いて、一切の責任を負いません。

8. 自転車の盗難・紛失

- ・利用中に自転車から離れる場合は、必ず盗難防止のため自転車の鍵を施錠してください。
- ・利用中に自転車を盗難・紛失した場合は、速やかに警察署に届出及び観光協会（貸出施設）まで連絡をしてください。
- ・盗難・紛失等により盗難保険が適用される自転車の場合、盗難保険免責金額の負担を求め場合があります。
- ・無施錠のまま放置した等利用者に起因する盗難・紛失の場合は、利用者にお支払いいただく場合があります。
- ・さらに、利用者による重大な過失が認められた場合は、違約金をいただく場合があります。
- ・自転車を放置禁止区域等に放置し撤去された場合は、利用者自らの責任で返還を受けて下さい。返還に要する諸費用は利用者にてご負担いただきます。

9. ケガ・事故

- ・利用中の第三者による事故により利用者に障害等が発生した場合、また利用者が第三者に障害等を与えた場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会のT Sマーク付帯保険の範囲内での補償となります。
- ・利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置を取るとともに、観光協会に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告して下さい。
- ・事故についての示談・協議が必要な場合には、利用者自らの責任において行って下さい。
- ・前項にかかわらず、観光協会が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、観光協会が被害を被った場合には、利用者によるその損害賠償を請求することがあります。

10. 付属品等の紛失・破損

- ・自転車の付属品（鍵、スマホホルダ等）を紛失または破損された場合は、交換料金を利用者にご負担いただきます。

11. 禁止事項

- ・利用者は次の行為をしないでください。
 - (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
 - (2) 危険箇所・不適切な場所での利用
 - (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
 - (4) 自転車又は付属品の改造等現状の変更
 - (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
 - (6) 利用申込者以外の第三者に使用させること
 - (7) 自転車を譲渡、質入れなどの処分にすること
 - (8) 公序良俗に違反する利用

12. 利用取消し

- ・利用者が利用規約に違反した場合は、貸出中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。
- ・利用取消しの場合は、観光協会が受領した基本利用料金の払い戻しは一切いたしません。
- ・利用規約の違反により、観光協会又は第三者が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

13. その他

- ・メンテナンス等安全点検並びに自然災害のため、事前に告知することなくレンタサイクルの提供を中止する場合があります。
- ・自転車の数に限りがあり、貸出状況により利用できない場合があります。